

協定区域	須磨区菅の台7丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2002年11月21日
	面積	13,629.92 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2012年11月21日 更新 2022年11月21日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2022年11月21日～2032年11月20日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、この協定締結時における区画とし、これを分割してはならない。
- (2) 建築物の敷地の地盤高さは、この協定締結時における当該敷地の地盤面の高さを越えてはならない。但し、造園のための必要最小限の変更はこの限りではない。
- (3) 建築物は、一区画一戸建てとし、共同住宅・寄宿舍又は下宿を建築してはならない。但し、親子等が居住する2世帯住宅は、建築確認で認められれば玄関の数に関係なく建築可能とする。
- (4) 立体式又は地下式の駐車場は設置してはならない。
- (5) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から東西道路の道路境界線までの距離は2.0m以上とする。但し、カーポート設置の場合の支柱設置位置はこの限りではない。
- (6) 道路及び緑道に面する側には、生垣等の植栽に努め、塀及びフェンスを築造してはならない。
- (7) 建築物のアプローチは、南北入り配置とし、良好な日照条件を確保する。
- (8) 建築物の外壁の基調色は、アースカラー及び白色系を原則とし、屋根の色は、周辺環境に調和するよう、努めなければならない。
- (9) 道路際や敷地内は、積極的に樹木の保守に努めるとともに、適切な維持管理を怠らないものとする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

